

No. **161**

2023. 秋号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



貞祥寺 紅葉 (佐久市)



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

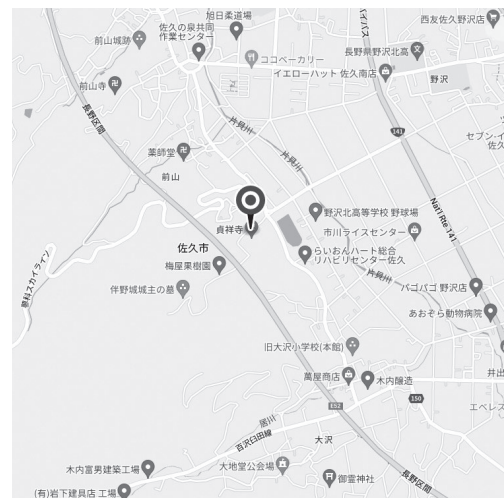
〔表紙〕 貞祥寺 紅葉

佐久市長野県佐久市前山にある曹洞宗寺院です。室町時代、1521年に前山城主である伴野貞祥が祖父、父の追善供養のため建立しました。長野県宝（長野県指定有形文化財）に指定されています。写真にある三重塔は、小海町の神光寺から移設されました。

秋は紅葉が美しく、多くの方が秋を愛でに訪れます。

（出典：クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際、佐久市）

<https://openphoto.app/c/sakuphoto3313/photo/10854?client=sakuphoto3313&page=1&words=%E8%B2%9E/2023/9/19>



目次

研修部からの お知らせ	・ 行政書士業務受任時には、今一度、注意をお願い致します…………… 2
事業報告	・ コスモスしなのの近況報告…………… 4 ・ 研修会報告「分野別 特定技能について」…………… 5
業務資料	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する 省令の施行について（通知）…………… 6 ・ 農地法施行規則第3条等の一部改正による申請書様式の変更に ついて（周知）……………10 ・ 建設業許可等に係る現地相談窓口について（通知）……………11 ・ 字光式照明器具の追加頒布について……………12 ・ 紙の自動車保管場所証明書を用いた OSS 申請について（周知）……………13 ・ 行政書士法に基づく報酬の額の掲示に関する留意事項について……………15 ・ 保管場所標章の郵送交付に係る通達について（周知）……………16 ・ 建設業許可等に係る申請書類等の提出先について（通知）……………19 ・ 令和5年度 行政書士申請取次関係研修会／日程表……………21 ・ 第31回全国女性行政書士交流会 in いしかわ開催についてのお知らせ ……22 ・ 一般倫理研修義務化のお知らせ……………25 ・ 職務上請求書払い出しに関する運用について……………27 ・ 職務上請求書確認日について（予定）……………28 ・ 令和6年 新年賀詞交歓会開催のお知らせ（予定）……………28 ・ 斡旋物一覧・長野県収入証紙の販売について……………29 ・ 行政書士業務を廃止される方へ……………29 ・ 会員専用ページの ID・パスワードについて……………30
お知らせ	・ ………………31
会議報告	・ ………………31
支部だより	・ 北信支部交流会（ボウリング大会）・懇親会……………37
長野県行政書士 政治連盟のページ	・ 政連活動報告……………39
会員の動き	・ 入会・退会・ご逝去……………40
編集後記	・ ………………40

長野県行政書士会研修部からのお知らせ

行政書士業務受任時には、今一度、注意をお願い致します

私たち行政書士は、行政書士法や行政書士法施行規則等の法令を遵守しながら業務遂行をしていかねばなりません。また、行政書士による確認不足等を原因とした業務遂行上の不備があった場合、事案によっては県知事に対する懲戒請求や業務の不履行・遅延等による損害賠償請求に至る場合もあります。

行政書士の使命は、行政に関する手続きの円滑な実施に寄与するとともに、国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することにあります。その使命を果たすための基本姿勢として制定されたのが「行政書士倫理」です。

会員の皆様には行政書士倫理に則り、行政書士業務の受任にあたり、今一度、下記の点についてご注意をお願い致します。



1：受任範囲の明確な説明

受任時において、業務に関して受任範囲の明確な説明を行うこと。チェックリストの明示や必要に応じて委任契約書を交わす等の工夫を行い、依頼者に用意していただく書類、行政書士が取得及び作成する書類についてもチェックリスト等を活用して、明確にすること。また、業務の遂行途中で、受任時点で想定していなかった行政機関からの指摘への対応や、追加提出が必要な書面作成等が発生した場合について、その都度、依頼者と相談や協議をしながら進めて行くことを合わせて伝えること。また、行政機関へ提出する委任状については、受任時に内容確定できるものは受任時に委任状をいただくことができるが、案件によっては受任時に委任内容が確定できない場合もあるため、案件に合わせた的確な対応をすること。

なお、研修部ではチェックリスト活用や委任契約書作成を盛り込んだ研修会を、今後開催予定しております。

2：スケジュールと業務完了までの見通しの説明

受任時に、許認可申請事案であれば、業務着手予定日、事前調査に必要な期間、行政書士による必要書類の収集及び依頼者に必要書類を用意してもらうための期間、申請書類作成のために必要な期間、行政庁での標準処理期間及び補正等があった場合にはさらに審査期間が伸びることなどを含めて、スケジュールと業務完了までの見通しの説明を行うこと。

3：報酬及び実費等の説明

受任時において、想定される受任範囲での報酬、及び、行政機関へ支払う申請手数料や申請時に必要な証明書等（住民票や戸籍関係書類、税に関する証明書、登記事項証明書等の取得手数料や取得に伴う郵送料等）、事件によっては概算交通費なども含めて、必要と見込まれる金額の説明や見積書の提示を行うこと。特に実費については変動するものであるゆえ、変動する可能性があることも伝えること。

行政書士倫理（抜粋）

（受任の趣旨の明確化）

第 15 条 行政書士は、依頼の趣旨に基づき、その内容及び範囲を明確にして事件を受任しなければならない。

（報酬の提示）

第 16 条 行政書士は、事件の受任に際して、依頼者に対し、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして、適正かつ妥当な報酬を提示しなければならない。

2 行政書士は、不要な書類を作成し、又はみだりに報酬の増加を図る行為をしてはならない。

（業務取扱の順序及び迅速処理）

第 17 条 行政書士は、正当な事由がない限り、依頼の順序に従って、速やかにその業務を処理しなければならない。

2 行政書士は、依頼者に対し、事件の経過及び重要な事項を必要に応じて報告し、事件が終了したときは、その経過及び結果を遅滞なく報告しなければならない。

（事件の中止）

第 21 条 行政書士は、受任した事件の処理を継続することができなくなった場合には、依頼者が損害を被ることのないように、事案に応じた適切な処置をとらなければならない。

事業報告

コスモスしなのの近況報告

(公社) コスモス成年後見サポートセンター

長野県支部 (コスモスしなの) 支部長 柳澤 誠

コスモスしなのを巡る状況に最近大きな動きがありました。まず、今年3月に総務省より「成年後見業務は行政書士業務に附帯し、又は密接に関連する業務である」との通知が発出され、成年後見業務は行政書士業務であるとの位置付けが明確化されました。これは、これまで行ってきた成年後見支援の在り方が変わるものではありませんが、これまで行政書士は専門職ではないとされてきた論争に1つの結論をもたらすものです。次に今年4月からコスモス成年後見サポートセンターは、一般社団法人から公益社団法人に移行しました。これは、行政書士の社会貢献としても位置づけられる成年後見業務を公認された組織としてより強力に推進することに資するものです。

さて、コスモスしなのでは、コロナ禍からの脱却が見えた4月23日(日)に千曲市信州の幸あんずホールで「豊かな人生のために今できること」と銘打ち、市民公開講座を開催しました。今回は、相続・遺言、死後事務委任と尊厳死宣言、任意後見と見守りといった市民の皆様の関心の高い話題について、ステージでの寸劇形式で講演を行いました。企画、脚本、出演他全てを北信地区会員が苦勞を重ねながら準備し、会員の名演での笑いを交えながら、とても内容のある市民公開講座となりました。また、当日は、本会会員でもある小川修一千曲市長、山本準一会長(当時)、和田英幸北信支部長(当時)にお忙しい中、ご臨席をいただきました。ご後援の他、様々にご支援をいただきました事に対して、この場をお借りして御礼申し上げます。



また、7月15日(土)には、コスモス会員義務研修を開催しました。公開講座として本会会員の皆様にもご参加頂き、当日は、臨床心理士の戸谷佳子先生にお越し頂き「支援する方も支援される方も少しでも楽になるご対応のヒント」と題してご講演をいただきました。後見人等として活動している会員にとって、支援を必要とするご本人がどのように考え、サポートするにはどうしたらよいのかといった悩みを解決するヒントとなる講演でした。また、実務研修として、大槻四郎会員、諸野脇晴子会員それぞれから、任意後見の実務について実例を発表して頂き、課題ごとにグループディスカッションを行い理解を深めました。今回も実施方法を工夫し、会場参加の会員とともに、遠方の会員の為にZoomミーティング併用で実施しました。オンライン画面でのグループディスカッションはタイミングや時間の割り振りに課題もありましたが、これからも新しい手法を積極的に取り入れて行きたいと思えます。

現在、コスモスしなのでは、各地域での支援要請に応えるべく体制整備を進めています。ぜひ、多くの本会会員の皆様に、成年後見業務について必要な情報提供や会員間の交流があるコスモスへのご入会を検討いただければ幸いです。引き続き、コスモスしなのへのご支援をよろしくお願い申し上げます。

研修会報告「分野別 特定技能について」

国際部副部長 春日 博幸

2023年8月29日（火）、国際部主催の「分野別 特定技能について」長野県行政書士会館3階大会議室で対面とオンラインを利用したハイブリッド研修会を開催しました。合計48名（会場14名、オンライン34名）の先生方のご参加をいただきました。

講師は、赤羽康志センター長、前国際部員の五味直美先生、国際部 八幡徳広先生、同部 春日博幸の4名が担当しました。ご承知の通り、在留資格「特定技能」は2019年4月に創設されました。特定技能1号は通算在留期間5年が上限ですので、創設一年目に特定技能を取得した人が来年（2024年）期間満了になります。それに合わせて介護を除く9分野について特定技能2号を追加した旨の8月31日付けで出入国在留管理庁より発表されました。（建設分野と造船・舶用分野は当初から2号が制定されています。）



八幡国際部員

制度発足後間もなく5年を迎えるにもかかわらず、我々行政書士が関与していることが少ない気がしています。特定技能制度の一部を構成する「登録支援機関」が申請取次を行っている割合が高いようです。外国人に関する各種手続は、我々行政書士が専門家として認知されてきているだけに、より多くの行政書士がこの制度に精通し専門家として積極的に関わりを持っていかなければならないと考えています。

研修会の内容は、まず特定技能全般について八幡先生が担当し、制度の大枠を丁寧に講義していただき、続いて農業分野と宿泊分野についてもご説明いただきました。その後、五味先生からビルクリーニング分野、介護分野、外食業分野についての概要と特徴、注意点についてご講義していただきました。そして、赤羽センター長には技能実習生からの移行とそれぞれの国に帰国している元技能実習生の採用について具体的な事例を挙げてご説明いただきました。最後に、行政書士が行う登録支援機関について私が説明いたしました。



研修会の様子

「特定技能」は分野毎に取り扱いや注意点が異なり、所管の官庁が異なります。全分野において専門家になることは難しいと思いますが、行政書士としては基本的な知識は持っていると思います。来年2月には特定技能に関する2回目の研修会を開催することになっています。今後も様々な研修会を行っていきますので、積極的にご参加いただき、特定技能に限らず国際業務の幅を広げ、そしてより深い知識を身に付けていくきっかけにさせていただけたら幸いです。

業 務 資 料

5 資第 188 号
令和 5 年(2023 年) 9 月 13 日

長野県行政書士会長 様

長野県環境部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

日頃より、県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年環境省令第 12 号）が、令和 5 年 7 月 27 日に公布され、同年 9 月 16 日から施行される旨、環境省環境再生・資源局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から別添のとおり通知がありました。

については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）に規定されている産業廃棄物処理業の許可申請、変更許可及び変更届出並びに廃棄物処理施設の設置許可申請、変更許可及び軽微変更等届出（以下「許可申請等」という。）の添付書類の取扱いについて、下記のとおりとしますので通知します。

記

1 規則改正の内容について（書類の添付省略規定を創設）

(1) 規則第21条第1項関係

改正省令では、許可申請等において、同時に二以上の申請書その他の書類（以下「申請書等」という。）を提出する場合、各申請書等に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書等にこれを添付し、他の申請書等にはその旨を記載して、一の申請書等に添付した書類の添付を省略することができることとした。

(2) 規則第21条第2項関係

環境大臣又は都道府県知事は、本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42 年法律第81 号。以下「住基法」という。）第30 条の6 第1 項に規定する本人確認情報をいう。）を利用し、又は当該情報の提供を受ける方法その他の方法により、規則によって添付すべき書類の内容を確認することができるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができることとした（例：住民基本台帳ネットワークシステムの利用その他の手段により個人や法人の役員等の住民票の写しにおいて確認すべき氏名・現住所の真正性等の内容を確認できるときは、住民票の写しの添付を省略することができる。）

2 今後の申請書等の添付書類について

(1) 同時に二以上の申請書等を提出し、一の申請書等に同一の書類を添付し、他の申請書等への添付を省略する場合は、書類の添付が省略される他の申請書等に「添付書類の省略について」（申請等の内容に応じて許可申請等の手引の様式を参照）を添付してください。

※「同時に提出」とは「同日に受付された」ことを指すものとします。

(2) 1 (2)については、当該規定が適用される書類は定めません。

(3) 許可申請等の手引を改訂し、令和5年9月16日（省令施行日）から施行します。

※【長野県公式HP】改訂後の手引（令和5年9月16日に掲載します。）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/shinse/recycling/index.html>

（問合せ先）

担当：資源循環推進課廃棄物審査係 塩沢、山浦

電話：026-235-7164（直通）

FAX：026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp

環境適発第 2307271 号
環境規発第 2307273 号
令和 5 年 7 月 27 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局) 長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行について(通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年環境省令
第12号。以下「改正省令」という。)が、令和5年7月27日に公布され、同年9月16日か
ら施行されることとなった。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管
内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づ
く技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規
則」という。)では、産業廃棄物処理業の許可申請、変更許可及び変更届出並びに廃
棄物処理施設の設置許可申請、変更許可及び変更届出等(以下「許可申請等」とい
う。)の際に、第9条の2第6項、同条第9項等の例外を除き、規則に規定されてい
る書類を全て添付しなければならないこととされている。今般、行政手続等の利便性
の向上や行政運営の簡素化・効率化等が求められていることに鑑み、一定の場合は書
類の添付を省略できることとし、行政手続の合理化に資する改正を行うものである。

なお、一般廃棄物処理業の許可申請、変更許可及び変更届出については、添付する
書類が規則に規定されていないもの、本通知を踏まえて書類の添付を省略するなど、
手続の合理化に努められたい。

第2 改正の内容

1 書類の添付省略規定を創設(規則第21条)

改正省令では、許可申請等において、同時に二以上の申請書その他の書類を提出す
る場合、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申
請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、
一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができることとした
(規則第21条第1項)。また、環境大臣又は都道府県知事は、本人確認情報(住民基
本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。))第30条の6第1項に規
定する本人確認情報をいう。)を利用し、又は当該情報の提供を受ける方法その他の
方法により、規則によって添付すべき書類の内容を確認することができるためその添
付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させるこ
とができることとした(規則第21条第2項)。

2 書類の添付を省略できる事例とその書類

規則第21条第1項における書類の添付省略は、例えば、法人が同一的都道府県知事
に対して産業廃棄物収集運搬業の新規許可と産業廃棄物処分業の新規許可を同時に申
請する場合において、産業廃棄物収集運搬業許可の申請書には登記事項証明書等を添
付し、産業廃棄物処分業許可の申請書には、添付を省略する書類の一覧表を提出する
こと等により当該書類の添付を省略する旨を記載して当該書類の添付を省略すること
等が考えられる。

また、規則第21条第2項における書類の添付省略は、申請者が書類を添付する際に
環境大臣又は都道府県知事が添付の必要がないと認める場合にこれを可能とするもの
であり、したがって、都道府県知事において添付の必要がないとは認められない場合
には、申請者の意思にかかわらず、書類の添付を省略させないことも可能である。な
お、省略の判断に当たっては、以下の具体例を参考とされたいが、省略することがで
きる事例とその書類は以下に限られない。

<書類の添付を省略することができる場合の具体例>

- ① 本籍地情報に変更がないと認められる場合における住民基本台帳ネットワークシ
ステム(以下「住基ネット」という。)の利用その他の手段により、個人や法人の
役員等の住民票の写しにおいて確認すべき氏名・現住所の真正性等の内容を確認で
きるときは、住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る。)(規則第3条第5項第
10号等関係)の添付を省略することができる。

日行連発第674号
令和5年9月13日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

農地法施行規則第3条等の一部改正による申請書様式の変更について（周知）

農地法施行規則の一部改正につきましては、令和5年9月1日から施行されております。

改正の主たる内容は、農地法第3条申請の所有者移転の場合において、譲受人の国籍を記載することと併せて農地法第3条の3の届出（相続等による権利等の移転等）についても同様となっております。

また、本改正に合わせ、農地法関係事務処理要領に規定する「農地法第3条許可申請書（個人、各種法人）」、「農地の相続等による権利移動の届出書」、「農地所有適格法人報告書」の様式（農地法関係事務処理要領）が一部変更されております。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【参考】

- ・農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/nouchi_sandan.html

- ・農地法関係事務処理要領の制定について

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/attach/pdf/nouchi_sandan-166.pdf

一般社団法人 長野県建設業協会 会長
長野県行政書士会 会長
長野県建設労働組合連合会 執行委員長
様

長野県建設部建設政策課建設業審査幹

建設業許可等に係る現地相談窓口について（通知）

平素より、長野県の建設行政にご協力を頂き誠にありがとうございます。
令和 4 年度から設置している標記相談窓口につきまして、令和 5 年 10 月から 12 月までのスケジュールが別添のとおり決定しましたので、会員の皆様へ周知いたさせていただきます、ご協力を願います。

建設業許可等に係る現地相談窓口について

- 概要**
建設業許可及び経営事項審査の申請に係る申請書作成や必要書類等について、専門家による相談会を実施します。
- 現地相談窓口で相談できる内容**
長野県知事への申請に係る、下記、申請書類作成についての相談。
 - ・ 建設業許可
(建設業法第 3 条に基づく建設業の許可及び更新)
 - ・ 変更届
(建設業法第 11 条に基づく建設業許可の変更等の届出)
 - ・ 廃業届
(建設業法第 12 条に基づく廃業等の届出)
 - ・ 承継・相統認可申請 (建設業法第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 に基づく認可)
 - ・ 経営事項審査
(第 27 条の 23 に基づく経営事項審査)

3 開催スケジュール（10 月から 12 月分）

相談時間：[要予約]13 時 15 分から 16 時 45 分

地域	開催日	会場	地域	開催日	会場
北信	10/4(水)	県庁西庁舎 108 号会議室	東信	10/6(金)	佐久建設事務所 1 階会議室
	10/31(火)	北信合同庁舎 403 会議室		10/20(金)	上田合同庁舎 202 会議室
	11/10(金)	県庁西庁舎 302 号会議室		12/1(金)	佐久建設事務所 1 階会議室
	12/4(月)	県庁西庁舎 108 号会議室		12/14(木)	上田合同庁舎 301 会議室
中信	12/12(火)	北信合同庁舎 403 会議室	南信	10/5(木)	飯田合同庁舎 202 会議室
	10/10(火)	木曾合同庁舎 301 会議室		10/12(木)	諏訪合同庁舎 502 会議室
	10/30(月)	松本合同庁舎 204 会議室		11/2(木)	伊那合同庁舎 4 階閲覧室
	11/7(火)	大町合同庁舎 101 会議室		11/9(木)	飯田合同庁舎 202 会議室
	11/21(火)	松本合同庁舎 202 会議室		11/24(金)	諏訪合同庁舎 502 会議室
	12/5(火)	木曾合同庁舎 301 会議室		12/7(木)	伊那合同庁舎 4 階閲覧室
12/19(火)	松本合同庁舎 202 会議室				

※所在地以外の会場でもご参加可能です。

- 事前予約**
相談を希望される方は、相談会開催の前日までに電話予約をお願いします。
予約電話番号は、下記「5 相談の詳細について」に記載の URL にてご確認ください。

- 相談の詳細について**
詳細については、下記 URL をご確認ください。
[URL] <https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/r4gentimadoguti.html> [QRコード]

- お問い合わせ**
このことに関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。
長野県 建設部 建設政策課 建設業担当
TEL:026-235-7314, FAX:026-235-7420 E-Mail:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

(問合せ先)
建設政策課 建設業担当 大島
TEL:026-235-7314, FAX:026-235-7420
E-Mail:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp



事務連絡
令和5年9月19日

長野県行政書士会 様

一般財団法人 長野県自動車標板協会

字光式照明器具の追加頒布について

爽秋の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、当協会業務につきまして格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、字光式ナンバーを求めユーザー様より安価なものを求める声があり、「ダイアモンドースリム」の性能・保証を大幅に高め「ダイアモンドリング TM-スリム」として頒布することといたしました。
この取扱いについて下記のとおりご連絡申し上げますので、傘下会員様に周知くださるようお願い申し上げます。

- 記
- 1. 製品名 旭化成テクノプラス
ダイアモンドリング TM-スリム(型式 DR-S-01)
 - 2. 用途 登録車専用
 - 3. 頒布価格 19,000円(消費税込み)
 - 4. 頒布開始日 令和5年10月2日(火)
 - 5. その他 性能等の詳細については、チラシを参照願います。

旭化成テクノプラス

旭化成テクノプラス

旭化成 399

346-49

新仕様

- 保証期間を3年に延長 (従来2年)
- メッキ枠を標準装備に

車検対応

薄さ 9mm

電圧 2.2V

LED 15個

高輝度

防水

長寿命

省電力 1.2W

ノイズレス

日本製

特徴 1 薄さ9mmでスタイリッシュバックカメラの映り込みも低減

特徴 2 LEDで長寿命、省電力(1.2W)、ノイズレス

特徴 3 高品質メッキ枠標準装備 (装着時/H:175mm, W:338mm, D:13mm)

【製品概要】

- 製品名 タイアモンドリング™-スリム
- 型式 DR-S-01
- 規格番号 000001033号 000001033号
- 種別 平成20年11月24日
- 対応車種 2V41E-2AV7E車 2E

● 用途 登録車専用
- 寸法 本体 : H164mm×W329mm×D9mm
- 重量 本体 : H175mm×W338mm×D13mm
- 消費電力 1.2W
- LED数 15個

● 保証期間 取付日から3年間
- 保証内容 エレクトロニクス部(中心部S3)
- 保証期間 取付日から3年間

旭化成テクノプラス株式会社 〒104-0033 東京都中央区新川2丁目26番3号 住友不動産麹町ビル2号館
TEL.03-3552-5350 FAX.03-3552-5210

日行連発第700号
令和5年9月21日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

紙の自動車保管場所証明書を用いた OSS 申請について（周知）

標題の件につきまして、今般、国土交通省より、OSS の利用促進を図るため紙の自動車保管場所証明書を取得した場合においても、自動車検査登録手続き・自動車税の申請手続きの OSS 申請が可能となったとの連絡がありましたので、添付のとおりお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各单位会におかれましても会員への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

【添付】

・紙の自動車保管場所証明書を用いた OSS 申請について（令和5年9月19日付・事務連絡）

以上

事務連絡
令和5年9月19日

日本行政書士会連合会 ご担当者 殿

自動車局自動車情報課
自動車登録管理企画室
OSS企画班 班長

紙の自動車保管場所証明書を用いたOSS申請について

自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）は、自動車保管場所証明書申請手続き・自動車検査登録手続き・自動車税の申告手続きをインターネット上で一括して行うサービスとなっているところです。

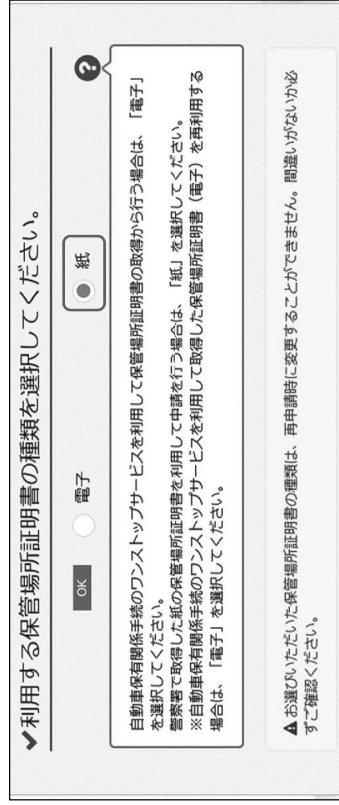
今般、OSSの利用促進を図るため、紙の自動車保管場所証明書を取得した場合においても、自動車検査登録手続き・自動車税の申告手続きのOSS申請が可能となります。具体的な内容は、下記のとおりとなりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

記

- 運用開始日
令和5年10月2日（月）
- 対象手続
新規登録（新車新規は一括申請のみ）、変更登録、移転登録
- 対象者
所有者又は使用者、もしくは申請代理人（行政書士）
- 申請者（対象者）による申請方法（OSSポータルサイトの場合）
申請者は、「申請条件及び申請者等に関する入力」の画面に下図のとおり表示される保管場所証明書の種類に関する項目において「紙」を選択する。
※ 一括利用者システムにおいては、システムごとに対応が異なるため、使用される一括利用者システムベンダーにご確認ください。
※ 申請者が警察署において紙の自動車保管場所証明書を取得する方法は、これまでの方法

と特に変更ありません。
※ 自動車保管場所証明書については、運輸支局等が行う受付審査時点で自動車保管場所証明書の発行日から40日以内であること。

【参考】OSSポータルサイト申請画面



日行連発第779号
令和5年10月4日

各単位会長 様

総行第410号
令和5年9月28日

日本行政書士会連合会
会長 常任 豊 殿

日本行政書士会連合会
会長 常任 豊

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

行政書士法に基づく報酬の額の掲示に関する留意事項について

行政書士法に基づく報酬の額の掲示に関する留意事項について
(デジタル原則等関係) (通知)

今般、総務省より、行政書士法に基づく報酬の額の掲示に関する留意事項について、周知依頼がありました。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、所属会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

【別添】

行政書士法に基づく報酬の額の掲示に関する留意事項について
(デジタル原則等関係) (通知)

以上

記

行政書士法第10条の2第1項の規定に基づき、「行政書士は、その事務所の見やすい場所に、その業務に関し受ける報酬の額を掲示しなければならない」とされていますが、近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、電子メールによる業務の依頼等、依頼者が直接事務所へ訪問せずに依頼を行う場合も想定されること、また、国民の利便性の向上の観点から、行政書士の事務所における掲示に加え、インターネットを利用した方法により公表することが望ましいものと考えられます。

なお、直ちにこのような対応ができない行政書士におかれては、その実情に応じて柔軟に対応しつつ、将来に向けて段階的にデジタル化に取り組んでいただくようお願いいたします。

【担当】 行政課行政書士係 石井、藤原 【電話】 03-5253-5510 (直:通)

日行連発第781号
令和5年10月4日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

保管場所標章の郵送交付に係る通達について（周知）

標題の件につきまして、警察庁より、令和5年10月2日より OSS ポータルサイト上での申請において、自動車の保管場所標章に係る郵送交付の希望を選択することが可能になったことに伴い、警察庁において当該保管場所標章の郵送交付に関する通達を発出したとの連絡がありましたので、添付のとおりお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各单位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【別添】

保管場所標章の郵送による交付について（通達）（令和5年9月20日付・警察庁丁規発第116号）

以上

3 郵送交付の対象者

標章の郵送交付を希望するOSS利用申請者等

4 実施要領

(1) 標章の郵送交付に係る事務処理

J-POSSのシステム上でOSS利用申請者等の標章郵送交付希望を把握した際は、様式第2号「保管場所標章郵送交付管理表」又は各都道府県警察で運用している既存の保管場所関係簿冊（以下「郵送交付管理表等」という。）を活用の上、次の要領により処理するものとする。

ア システム上でOSS利用申請者等の標章郵送交付希望を把握した際は、当該申請を直ちに郵送交付管理表等に記載するなどし、郵送交付希望であることを簿冊上で明らかにすること。

イ OSS利用申請者等から、様式第1号「保管場所標章郵送希望一覧」及び返信用封筒（必要事項が記載されたレターボックス）が送付された際は、それらの記載内容とオンライン申請の内容に齟齬がないことを確認し、不備等があれば当該OSS利用申請者等に確認を行い、必要に応じて是正させること。

ウ イの確認後、標章、保管場所標準通知書及び様式第1号の写しを返信用封筒に封入の上、当該返信用封筒の「ご依頼主様保管用シール」（以下「保管用シール」という）を剥がし、郵送交付管理表等に貼付すること。

エ 上記事務終了後、可及的速やかに返信用封筒を発送すること。
オ 郵送交付管理表等には、ウの保管用シールのほか、郵送希望の把握から標章発送までの経過を確実に記載するなど、管理を徹底すること。

(2) OSS利用申請者等への教示事項

下記ア～エに掲げる、OSS利用申請者等が標章の郵送交付を希望する際に必要な手続きについてはOSSポータルサイトの申請画面に掲載されるが、OSS利用申請者等から保管場所を管轄する警察署（以下「警察署」という。）に対し電話等により同手続きに関する質疑等があった場合は、次の事項について教示するものとする。

ア 郵送を希望する場合は、警察署に返信用のレターボックス等を送付する必要がある。郵送に係る一切の費用は自己負担であること。

イ 申請後、警察での保管場所の現地調査等の審査の問題がなければ、OSSポータルサイトトップページの「状況の照会」から「現在の申請状況」画面を確認すると「保管場所標章交付手数料納付待ち」と表示されるため、保管場所標章交付手数料を電子納付後、任意の封筒により、警察署に次の2点を送

原簿保存期間	5年（令和11年3月31日まで）
有効期間	一種（令和11年3月31日まで）

警察庁丁規発第116号
令和5年9月20日
警察庁交通局交通規制課長

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

保管場所標章の郵送による交付について（通達）

自動車の保管場所に係る保管場所標章（以下「標章」という。）の郵送交付については、「保管場所標章の郵送による交付について（通達）」（令和3年10月27日付け警察庁丁規発第148号。以下「旧通達」という。）により、令和4年1月から自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用した保管場所証明に係る申請を行う者及びその代理人（以下「OSS利用申請者等」という。）から電話等により標章の郵送を希望する旨の連絡を受けた場合、郵送による標章の交付を実施してきたところである。

この度、国土交通省から、令和5年10月2日から、OSSポータルサイト上での申請において、標章の郵送希望の有無を入力することが可能となり、同申請データが警察共同利用型システム（以下「J-POSS」という。）へ送信され、受け付けることが可能となる旨の連絡があったことに伴い、同日以降、標章の郵送交付に係る実施要領等については下記のとおりとするので、事務処理上遺漏のないようにしたい。
なお、旧通達は廃止する。

記

1 概要

J-POSSにおいて、OSS利用申請者等の標章郵送希望の有無をシステム上で把握することが可能となるため、OSS利用申請者等からの標章郵送交付を希望する電話連絡の受付を原則不要とし、システム上での確認を基に同標章の交付手続を行うもの。

ただし、当初警察署等において交付を希望していた申請を、後に郵送交付希望へ変更する場合等におけるOSS利用申請者等からの電話連絡の受付を妨げるものではない。

2 運用開始日

令和5年10月2日

付すること。

○ レターパックプラス

郵送先（お届け先）欄：標章郵送先の住所、氏名及び電話番号を記載
差出人（ご依頼主）欄：警察署所在地、警察署名及び電話番号を記載
品名欄：「保管場所標章」と記載

○ 様式第1号（保管場所標章郵送希望申請一覧）

都道府県警察のウェブサイトでダウンロードし、必要事項を記載
ウ レターパックプラスの保管シールは、警察署で保管するため剥がさない
こと。

また、レターパックプラス以外の返信用封筒を送付した場合、再度レター
パックプラスの送付を求める場合があること。

エ レターパックプラスの郵送先（お届け先）欄と様式第1号の標章郵送先は
同一場所とすること。

誤りがある場合は、警察署から電話連絡がある場合や郵送対応できない場
合があること。

5 配意事項

(1) 標章の郵送交付手続きに係る周知

前記のとおり、OSS利用申請者等が標章の郵送交付を希望する際の手続きに
ついては、OSSポータルサイトの申請画面に掲載されることであるが、各
都道府県警察にあっても、ウェブサイト等により、様式第1号及び別紙「OSS
申請における保管場所標章の郵送交付についてのご案内」を掲載するなど、手
続面について周知を図ること。

(2) 手続き変更の意思表示に対する適切な対応

システム上での申請において標章の郵送交付を希望していなかったOSS利用
申請者等から、郵送を希望する旨の電話連絡や返信用封筒の送付といった、郵
送交付手続きへの変更を希望する意思表示があった際には、システム上で郵送
希望をしていないことを理由に手続きの変更を拒否することなく、申請者の求
めに応じ、OSSポータルサイトの申請画面に表示される上記4(2)に記載の必
要な手続き内容を教示するなど、適切に対応すること。

(3) 関係団体との具体的な調整

代理人として保管場所証明に係る事務を行っている日本行政書士会連合会及
び一般社団法人日本自動車販売協会連合会に対しては、オンライン申請に係る
保管場所標章の郵送交付について協力を依頼しているところであり、各都道
府県警察は、必要に応じ、当該団体支部と標章の交付方法について具体的な調

整を行うこと。

なお、本通達は標章の郵送交付に係る基本的な運用について示すものであり、
各都道府県警察が、当該団体支部との間において、個別の協議に基づく合理的
な運用を行うことについて妨げるものではない。

(4) 標章の郵送交付に関する取扱いの斉一性の確保

標章の郵送交付について、業務委託等により実施している都道府県警察にあ
っては、本通達の趣旨に沿った取扱いを行うこと。

(5) 処理期間の短縮

オンライン申請の処理が窓口申請よりも遅くならないように配慮するととも
に、郵送交付の事務についても速やかに処理するなど、標章交付までに要する
処理期間の短縮に努めること。

～別添省略～

事務連絡

令和5年(2023年)10月6日

一般社団法人 長野県建設業協会 会長
長野県行政書士会 会長
長野県建設労働組合連合会 執行委員長 } 様

長野県建設部建設政策課建設業審査幹

建設業許可等に係る申請書類等の提出先について（通知）

平素より、長野県の建設行政にご協力を頂き誠にありがとうございます。

令和4年度からの建設業許可等に係る事務の県庁集約化以降も、当面の間は申請・届出書類の建設事務所への持参提出を可能としておりましたが、令和6年度から書類の提出先は県庁建設政策課のみとなりますので、会員の皆様へ周知いただきますよう、ご協力をお願いします。

（問合せ先）

建設政策課 建設業担当 大島

TEL:026-235-7314, FAX:026-235-7420

E-Mail:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

建設業許可等に係る申請・届出書類の提出先は 令和6年4月以降、県庁建設政策課のみとなります

建設業許可等に係る事務の県庁集約化（令和4年4月～）以降も、当面の間は申請・届出書類の建設事務所への持参提出を可能としていましたが、**令和6年4月以降は県庁（建設政策課）への提出**をお願いします。

※令和6年4月以降、建設事務所では書類の受け取りは行いません

※県庁建設政策課（県庁7階）への持参提出は、令和6年4月以降も引き続き可能です

<対象となる申請・届出等>（新規・更新・変更等を含む）

- ・建設業の許可・認可 ・経営事項審査 ・解体工事業の登録
 - ・浄化槽工事業の登録 ・住宅瑕疵担保履行法に基づく報告（建設業に係るもの）等
- （長野県建設工事等入札参加資格審査については、引き続き建設事務所への申請となります）

令和6年4月以降の書類提出方法

① 郵送による県庁建設政策課への申請・届出

（一般書留等、記録の残る配達方法にて送付して下さい）

【書類の送付先】



3 8 0 - 8 5 7 0

長野市南長野字幅下692-2

長野県庁 建設政策課 建設業担当 宛

在中

※上記送付先はそのまま宛名ラベルとして使用できます。
点線で切り取り、封筒等に貼り付けてご提出ください。
赤枠内は提出する書類名を記載ください。



② 建設業許可・経営事項審査電子申請システム

（JCIP）による申請・届出（建設業許可・経営事項審査のみ）

JCIPログインURL：<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

※GビズIDアカウントが必要です

建設業許可 電子申請  で検索

【問合せ先】長野県 建設部 建設政策課 建設業担当

TEL：026-235-7314 E-Mail：kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

ご理解・ご協力をお願いします

令和5年度 行政書士申請取次関係研修会／日程表

研修区分	受講期間	開催案内 (日行連HP詳細発表)	申込期間	修了証書発送予定日	結果通知発送予定日 (基準未到達者のみ)
1 実務研修会 (更新)	4月14日(金)～4月24日(月)	2月中旬	3月3日(金)～3月9日(木)	5月10日(水)	5月16日(火)
2 事務研修会 (新規)	6月23日(金)～7月3日(月)	4月下旬	5月12日(金)～5月19日(金)	7月24日(月)	-
3 実務研修会 (更新)	8月9日(水)～8月18日(金)	6月上旬	6月28日(水)～7月4日(火)	8月31日(木)	9月6日(水)
4 事務研修会 (新規)	9月11日(月)～9月21日(木)	7月上旬	7月28日(金)～8月3日(木)	10月12日(木)	-
5 実務研修会 (更新)	10月20日(金)～10月30日(月)	8月中旬	9月7日(木)～9月13日(水)	11月13日(月)	11月20日(月)
6 事務研修会 (新規)	11月21日(火)～12月1日(金)	9月下旬	10月12日(木)～10月18日(水)	12月21日(木)	-
7 実務研修会 (更新)	令和6年 1月24日(水)～2月2日(金)	11月中旬	12月7日(木)～12月13日(水)	令和6年 2月16日(金)	令和6年 2月22日(木)
8 事務研修会 (新規)	令和6年 2月22日(木)～3月4日(月)	12月下旬	令和6年 1月11日(木)～1月17日(水)	令和6年 3月25日(月)	-

○開催方法

各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに登録されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であればいつでも、何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

○研修会の区分

- ・「事務研修会」は、入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。
- ※すでに届出済証明書の交付を受けている方もお申込みいただけます。本取扱いは、令和4年8月より、届出済証明書の交付を受けている行政書士の更新手続きにおいて、事務研修の修了証書を使用できることとする特例措置によるものです。
- ・「実務研修会」は、地方出入国在留管理局より届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

○修了証書の発送について

事務研修会…課題提出締切後、結果通知とあわせて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。
実務研修会…課題提出締切後、一律に修了証書を発送しますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

○留意点

- ・上の表は現時点の予定であり、変更される場合があります。
- ・各研修会の申込等の詳細については、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連con」にて御案内いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会(新規)を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

お 知 ら せ

令和5年8月7日

長野県行政書士会

会長 和田 英幸 様

石川県行政書士会

会長 向井 隆郎

第31回全国女性行政書士交流会

開催実行委員会 さくら会

代表 大森 千歌子

第31回全国女性行政書士交流会 in いしかわ開催についてのお知らせ

謹啓 盛夏の候、貴会におかれましては益々ご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成2年和歌山県を皮切りに、毎年「全国女性行政書士交流会」を開催してまいりましたが、令和元年の「第30回全国女性行政書士交流会 in ひろしま」が開催されてから4年が経ちます。この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で函館での開催が中止になり、石川での開催を目標に準備を進めて参りました。

今般、令和6年7月7日に石川県にて第31回全国女性行政書士交流会を開催する運びとなりましたことを、全国の行政書士の方々に、報告いたしたく各単位の会の会長様宛にチラシを同封致しました。貴会に所属している女性会員の方々に、お知らせ頂きますと幸甚です。よろしくお願い申し上げます。

謹白



第31回
全国女性行政書士交流会
in いしかわ

令和6年7月7日(日)
午後4時～

ホテル金沢

石川県金沢市堀川新町1番1号



皆様ご無沙汰いたしておりますが、
ご健勝にてご活躍のことお慶び申し
上げます。

数年、新型コロナウイルスのために開催できず、
皆様とお会いする機会もなくなっておりました
全国女性行政書士交流会を、元気な石川会員で
復活させましよう、令和6年7月7日(七夕の日)に
全国の皆様に石川県へお越しいただき、交流会を
開催いたしたく計画を進めております。

どうぞ、皆様多数お誘いのうえご参加下さいます

ように石川会員一同お待ち
いたしております。



全国女性行政書士交流会inいしかわ

実行委員会 さくら会

会長 大森千歌子

交流会基調講演



©2021 後藤さくら

令和6年7月7日(日)
午後4時30分～

『未来に向けて』
あなた
しなやかに生きていく私へ

上野千鶴子(うへのちづこ)

社会学者・東京大学名誉教授・認定NPO法人ウィメンズアクションネットワーク(WAN)理事長
京都大学大学院社会学博士課程修了。社会学博士。
専門は女性学、ジェンダー研究。高齢者の介護とケアも研究テーマとしている。『おひとりさまの老後』『ケアの社会学』『女ざらい ニッポンのミソジニー』など著書多数。
近刊に『女の子はどう生きるか、教えて!上野先生』『在宅ひとり死のススメ』『フェミニズムがひらいた道』、最新刊に『上野千鶴子がもつと文学を社会学する』。

講演 上野千鶴子さん

交流会

令和6年7月7日(日)午後4時～午後8時
ホテル金沢 2階 ダイヤモンドルーム

観光

令和6年7月8日(月)
金沢:市内観光(自由散策)
加賀:伝統工芸村ゆのくにの森(工芸体験)

お問合せ 全国女性行政書士交流会 in いしかわ
実行委員会 さくら会 事務局 上田 恵子
〒929-1105 石川県かほく市横山ル135番地1
行政書士上田恵子事務所内 さくら会事務局
☎ 076-285-0033 Fax 076-285-1690
E-mail sakurakai.ishikawa@gmail.com



会員の皆様へ

日本行政書士会連合会

令和5年8月31日より

1. 一般倫理研修の受講が“義務”となります。

2. 職務上請求書の購入時に一般倫理研修の修了証が必要となります。

○概要

令和3年の職務上請求書の不正使用による事件を契機として、再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を“義務”とする会則改正がなされました（日本行政書士会連合会会則 62 条の2 第三号）。倫理研修の実施のために必要な事項は、日本行政書士会連合会倫理研修規則により定められました（令和5年8月31日施行）。

○研修科目

①行政書士法及び関係法令 ②人権 ③職業倫理 ④職務上請求書の適正使用

○受講方法

中央研修所研修サイト (<https://gyosei.informationstar.jp/>)
で提供されるビデオ・オン・デマンド（VOD）コンテンツを視聴していただきます



中央研修所研修サイトへのアクセスはこちら→

※視聴にはPC・スマートフォン等が必要です。

※中央研修所研修サイト（VOD）での受講が困難な場合は、ご所属の単位会にご相談ください。

※初回は、ID、パスワードの発行が必要です。

3月15日より配信開始

○受講期限（初回）

①令和5年8月31日時点で会員である者

令和6年3月31日までに受講し、修了する。

②令和5年8月31日以降新規に登録を受けた者

登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講し、修了する。

例：令和5年10月1日に登録した者 → 令和6年1月31日まで

<参考（次回期限）>

修了日の5年後の日が属する年度の3月31日

例：令和5年9月1日に修了した場合⇒令和11年3月31日

※ただし、令和5年3月31日までに修了した場合は、令和11年3月31日とする。

VOD 研修受講の流れ

- ① 中央研修所研修サイトへログイン。
(<https://gyosei.informationstar.jp/>)
※初回は ID、パスワードの発行が必要。
※「ID、パスワード申込」より申込してください。



中央研修所研修サイトはこちら
3月15日より配信開始



- ② 「講座一覧」から「一般倫理研修」を選択し、最後まで視聴（約3時間）。
- <受講指定科目>
- ① 「行政書士法及び関係法令」
 - ② 「人権」
 - ③ 「職業倫理」
 - ④ 「職務上請求書の適正使用」



※4科目すべてを受講したのち、テストを受講する必要があります。各科目の動画内にキーワードが一つずつ散りばめられておりますので、ご注意ください。



- ③ すべての講座を視聴後、テストを受講。

※すべての講座の視聴率を100%にする必要があります。
※テストに合格しないと修了証が発行できません。



- ④ テスト合格後、「修了証発行」をクリックして研修修了。

※修了証は職務上請求書の購入時に必要となります。
※必要に応じてご自身のプリンターで印刷してください。



※より詳細な流れについては、会員サイト連 con に掲載している「中央研修所研修サイト利用マニュアル（一般倫理研修）」をご確認ください。

職務上請求書払い出しに関する運用について

長野県行政書士会

日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則（以下「規則」という。）第36条規定に基づき使用済み職務上請求書の確認及び職務上請求書の払出条件等について次のとおり運用する。

1. 職務上請求書払出し（購入）のスケジュール

原則毎月第1・3水曜日までに事務局に郵送または持参されたものについて受付

受付翌日（原則毎月第1・3木曜日）役員による内容確認

役員による確認で問題が無ければ、受付翌々日（原則第1・3金曜日）払い出し

※第1・3水曜日が祝・休日の場合は当該祝・休日直前の事務局執務日までに郵送または持参されたものを受付し、役員確認は当該祝・休日の翌事務局執務日、払い出しは役員の確認日の翌日とする。

2. 申込み・受取方法及び代金支払い方法

○申込み方法

（※使用済み職務上請求書の確認の必要がない場合（新規登録者等）は、即日払出し可能とする）

郵送による申込み：レターパックライトまたはプラスにて事務局宛郵送

来所による申込み：事務局に持参（行政書士証票提示）

※法人会員は法人名・法人の職印を押印のうえ申込み

○受取方法

郵送による受取：返送用レターパックプラス（ライトは不可）を同封すること。事務局から登録事務所宛送付

来所による受取：事務局にて行政書士票提示のうえ受取

○代金支払方法

郵送による受取：返送用レターパックに同封する郵便振替用紙にて職務上請求書代金及び返送用レターパック代金を支払い

来所による受取：事務局にて現金払い

3. 申込時に必要な書類

・購入申込書 ・誓約書 ・使用済みの職務上請求書

・日行連が実施する一般倫理研修受講修了証（日行連による一般倫理研修開始以降から適用）

・来所の場合は行政書士証票、郵送の場合は行政書士証票のコピー

4. 購入が出来ない者

・前月分までの会費について完納されていない者 ・補助者

・使用人行政書士 ・規則第35条の購入及び使用の禁止に該当する者

5. 使用済み請求書の確認による払出の可否は下記による

別紙確認表によりチェックを行い、対応方法A, B, Cを選択することとし、各項目の対応は次のとおりとする。A：払出可 B：確認役員による電話等で注意・確認を行い問題なければ払出可

問題があると思われる場合はCに移行 C：不正または重大な過誤が懸念されるため呼出により役員による聴取を行い問題なければ払出可、問題があれば綱紀案件に移行

6. 運用に記載のない事項は規則に従う。

この運用は令和5年6月29日以降の払い出しに適用する。

※職務上請求書使用済み控え役員確認日は、本会ホームページにて公開いたします。

職務上請求書確認日について（予定）

今年度の職務上請求書確認日（予定）をお知らせいたします。

毎月第1・第3木曜日が原則ですが、日程に変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。

「職務上請求書払い出しに関する運用」をご確認のうえ、確認日の前日までに事務局へお申込みください。

なお、確認日は本会ホームページにて公開いたしますので、事前にご確認をお願いいたします。

令和5年10月5日（木）、19日（木）

11月2日（木）、16日（木）

12月7日（木）、21日（木）

令和6年 1月9日（火）、18日（木）

2月1日（木）、15日（木）

3月7日（木）、21日（木）

令和6年 新年賀詞交歓会開催のお知らせ（予定）

長野県行政書士会・長野県行政書士政治連盟・（公社）コスモス成年後見サポートセンター長野県支部は、令和6年新年賀詞交歓会を開催いたします。

会員の皆様の交流の場として、多数の皆様にご参加をお願いいたしてお知らせいたします。（※正式なご案内は12月になります。）

日 時 令和6年1月16日（火）午後2時～（予定）

場 所 ホテル国際21

長野市県町576（TEL:026-234-1111）



鞆 物 一 覧

品 名	価 格	備 考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	3,000円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	3,000円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A 4版)	800円	「職務上請求書払い出しに関する運用」(27頁掲載)に基づき払い出したします。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を經由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に本会にご連絡いただき、案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。

なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が本会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、事前に手続日程等をご確認のうえ、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、翌月分の本会会費が発生する場合がありますので、十分に御留意ください。

会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ）」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID）」と「パスワード」が必要になります。会員登録していただきますと、研修情報が登録のメールアドレスへ自動配信され、研修会の申し込みが可能となりますので、ぜひご登録をお願いいたします。

0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

1. 会員専用ページ

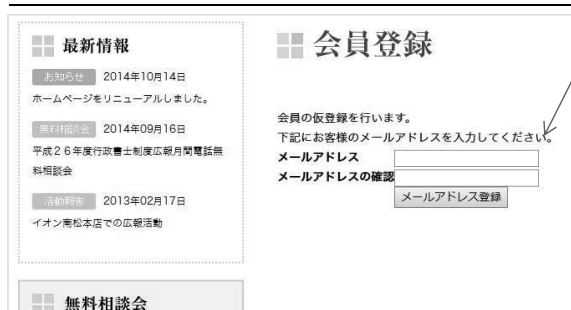


IDとパスワードを入力します。

ログインID：会員番号
パスワード：password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

2. 会員仮登録ページ



受信できるメールアドレスを入力してください。
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

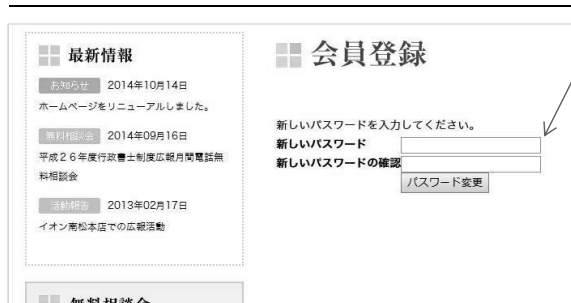
3. パスワード再登録メール



パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

4. 会員本登録ページ



新しいパスワードを入力します。
次回以降、設定したパスワードでログインをします。
忘れないように管理してください。

会 議 報 告

□研修部会（オンライン）

- 1 と き 令和5年7月12日(水)
- 2 出席者 高木部長、五味副部長、飯塚、涌井各部員
- 3 会議事項
 - (1) 特定行政書士法定研修考査と特定行政書士考査対策セミナーについて
 - (2) 新規登録者必須研修の会場と日程について
 - (3) 新規登録者研修の講義と懇親会について(内容、担当など)
 - (4) 一般会員向けの研修についての方向性

□長野県税理士会総会

- 1 と き 令和5年7月18日(火)
- 2 と ころ 松本市、ホテルブエナビスタ
- 3 出席者 松島副会長

□(株)三広との打合せ

- 1 と き 令和5年7月20日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田広報業務対策部長、(株)三広担当者2名

□国際部会・東京入管長野出張所への挨拶回り

- 1 と き 令和5年7月21日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 三浦部長、春日副部長、八幡部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和5年度事業計画の実施について
 - (2) その他

□農林建設部会・県建設部建設政策課への挨拶回り

- 1 と き 令和5年7月31日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 上島部長、藤澤副部長、田嶋、奈良木各部員

4 会議事項

- (1) 令和5年第1回農林建設部研修会について
- (2) 関係機関との情報連絡等について
- (3) その他

□環境生安部会

- 1 と き 令和5年8月3日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 小野部長、金井副部長、和田部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和5年度事業計画の実施について
 - (2) その他

□デジタル推進特別委員会

- 1 と き 令和5年8月4日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 土屋委員長、涌井副委員長、岡田(オンライン)、大澤、小池各部員
- 4 会議事項
 - (1) ブイキューブとのzoom契約について
 - (2) 配信システムの現状確認
 - (3) 機材調達について
 - (4) 研修部との連携事業(ODR関連)について
 - (5) その他

□ADRセンター・中信支部共催「ADR調停技術を活かした相談研修」

- 1 と き 令和5年8月7日(金)
- 2 と ころ 松本市、松本市勤労者福祉センター
- 3 出席者 和田会長、渡邊副センター長、深澤運営委員、会員24名
- 4 研修内容・講師
 - (1) ADRセンターの説明・和田会長
 - (2) ADR調停技法の説明(DVDによる講義)・二瓶センター長
 - (3) ADR調停技法を使った相談対応の例・ADR運営委員他

□第1回封印管理委員会

- 1 と き 令和5年8月8日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長、良川部長、中塚副部長、竹内部員
- 4 会議事項
(1) 委員長・副委員長・委員の委嘱
(2) その他

□運輸交通部会

- 1 と き 令和5年8月8日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 良川部長、中塚副部長、竹内部員
- 4 会議事項
(1) 令和5年度事業実施計画について
(2) 県庁、関係団体への挨拶回り
(3) その他

□甲種封印研修会

- 1 と き 令和5年8月8日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 良川部長、中塚副部長、竹内部員、会員20名
- 4 研修内容
(1) 道路運送車両法
(2) 甲種受託者による出張封印について
(3) 出張封印取付作業代行実施契約書について
(4) 出張封印取付作業代行実施要領について
(5) その他
- 5 講 師 (一財)長野県自動車標板協会
常務理事 島田一好 様

□法務部会

- 1 と き 令和5年8月8日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 柳澤部長、木村副部長、木内、木下各部員
- 4 会議事項
(1) 各種団体・金融機関等の連携策について
(2) 市民向け公開講座の日時、開催方法について

- (3) 特定行政書士の活用策について
- (4) 災害対応研修会の日時、開催方法について
- (5) 法教育の内容検討について
- (6) 会員向け研修会(法改正等)について
- (7) 上記課題で必要な場合の検討・実施委員会(仮称)委嘱・諮問について

□行政書士一般倫理研修会

- 1 と き 令和5年8月9日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 鈴木総務部長、藤井総務部員、会員32名
- 4 研修内容
(1) 行政書士法及び関係法令
(2) 人権
(3) 職業倫理
(4) 職務上請求書の適正使用

□国際部会・外国人材受入企業サポートセンター会議

- 1 と き 令和5年8月14日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長、赤羽センター長、三浦部長・副センター長、春日副部長・センター委員、八幡部員・センター委員、吉田センター委員
- 4 会議事項
(1) 令和4年度外国人サポートセンター運営事業業務の実施状況について
(2) 令和4年度外国人サポートセンター収入支出及び令和5年度予算について
(3) 外国人サポートセンターの相談件数と相談員について
(4) その他

□環境生安部会

- 1 と き 令和5年8月18日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長、小野部長、金井副部長、和田部員
- 4 会議事項
(1) 県庁、関係団体への挨拶回りについて

(2) その他

□研修部会（オンライン）

- 1 と き 令和5年8月24日（木）
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 高木部長、五味副部長、飯塚、涌井各部員
- 4 会議事項
 - (1) 新規登録者必須研修会の会場について
 - (2) 新規登録者必須研修の内容、タイムスケジュール、役割分担について
 - (3) 一般会員向け研修について（日程、内容、役割分担）
 - (4) 特定行政書士考査対策セミナーの申し込み状況の共有と考査受講生からの相談事項について

□日本郵政（株）信越支社訪問

- 1 と き 令和5年8月25日（金）
- 2 ところ 長野市、日本郵政（株）信越支社
- 3 出席者 吉田広報業務対策部長
- 4 内 容 広報月間ポスター掲示協力依頼

□栃木会関比佐江先生黄綬褒章受章祝賀会

- 1 と き 令和5年8月27日（日）
- 2 ところ 宇都宮市、ホテルニューイタヤ
- 3 出席者 和田会長

□デジタル推進特別委員会・ADRセンター合同会議（研修会）

- 1 と き 令和5年8月28日（月）
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長、土屋委員長、涌井副委員長、大澤委員、二瓶センター長、渡邊副センター長、深澤運営委員
- 4 研修内容
 - (1) Zoom の使い方について
 - (2) その他
- 5 講師 デジタル推進特別委員会 土屋委員長、涌井副委員長

□正副会長会

- 1 と き 令和5年8月29日（火）
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長、荻原、上島、二瓶、松島各副会長、鈴木総務部長
- 4 会議事項
 - (1) 行政書士制度広報月間について
 - (2) 事務局職員の給与改定について（案）
 - (3) その他（政治連盟の活動について）

□国際部研修会

- 1 と き 令和5年8月29日（火）
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 三浦部長、春日副部長、八幡部員、会員48名（会場14名、オンライン34名）
- 4 研修内容 分野別・特定技能について
 - (1) 特定技能全般
 - (2) 技能実習から特定技能への移行について
 - (3) 農業
 - (4) 介護
 - (5) ビルクリーニング
 - (6) 外食（概要）
 - (7) 宿泊（概要）
 - (8) 登録支援機関について
- 5 講師
外国人材受入企業サポートセンター長
赤羽 康志
国際副部長 春日 博幸
研修副部長 五味 直美
国際部員 八幡 徳広

□総務部会（オンライン）

- 1 と き 令和5年8月30日（水）
- 2 出席者 和田会長、鈴木部長、平林副部長、井上、藤井各部員
- 3 会議事項
 - (1) 規則の改正について
 - (2) その他

□支部長会議（オンライン）

- 1 と き 令和5年8月31日(木)
- 2 出席者 二瓶副会長、渡邊、赤羽、木下、小野各支部長
- 3 会議事項
 - (1) 支部再編の検討について
 - (2) その他

□ADR 手続実施者養成研修（オンライン）

- 1 と き 令和5年9月1日(金)
- 2 出席者 二瓶センター長、深澤運営委員、受講者10名
- 3 研修内容・講師
調停人養成研修（基礎編）・二瓶センター長
・調停人の役割
・調停の実施

□千曲市誕生 20 周年記念式典

- 1 と き 令和5年9月1日(金)
- 2 ところ 千曲市、あんずホール
- 3 出席者 和田会長

□ADR センター・デジタル推進特別委員会合同研修会（オンライン）

- 1 と き 令和5年9月4日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長、二瓶センター長、渡邊副センター長、深澤運営委員、土屋委員長、涌井副委員長、岡田、大澤各委員
- 4 内 容 ODR の現状と課題について
- 5 講 師 東京会 ADR センター長（日行連 ADR 推進本部員）竹内正也先生

□日行連関地協第 1 回国際業務連絡会（オンライン）

- 1 と き 令和5年9月5日(火)
- 2 出席者 三浦国際部長
- 3 議 題
 - (1) 令和5年度代表幹事及び副代表幹事について（確認）

- (2) 連絡会の今後の運営方針について
- (3) その他

□支部環境生安部会長連絡会議

- 1 と き 令和5年9月6日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 小野部長、金井副部長、和田部員、中澤（東信）、五味（諏訪）各支部担当者
- 4 会議事項
 - (1) 令和5年度事業計画について
 - (2) 各支部の事業計画等について
 - (3) その他

□広報業務対策部会

- 1 と き 令和5年9月6日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田部長、柳澤副部長、五味、友測、大前各部員
- 4 会議事項
 - (1) 事業計画の確認
 - (2) 会報161号の発行について
 - (3) 行政書士制度広報月間について
 - (4) 会員名簿について
 - (5) 報告事項
 - (6) その他

□特定行政書士考査対策セミナー

- 1 と き 令和5年9月9日(土)
- 2 出席者 高木研修部長、特定研修受講者8名
- 3 研修内容 行政法（行政手続法・行政不服審査法・行政事件訴訟法）、問題演習
- 4 講 師 特定行政書士 渡邊博昭先生（東信支部）

□理事会

- 1 と き 令和5年9月12日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長、荻原、上島、松島各副

会長、渡邊、土屋、木村、五味、
吉田、木下、小野、友測、三浦、
鈴木、良川、涌井各理事

4 会議事項

- (1) 行政書士制度広報月間について
- (2) 旅費規程について
- (3) 一般倫理研修の受講状況について
- (4) 職務上請求書の内容について
- (5) 事務局職員の給与改定について
- (6) その他

日行連会長会

- 1 と き 令和5年9月14日(木)
- 2 と ころ 広島市、ANAクラウンプラザホテル広島
- 3 出席者 和田会長

一日合同行政相談所

- 1 と き 令和5年9月14日(木)
- 2 と ころ 上田市、上田市中央公民館
- 3 出席者 東信支部藤森啓志会員

特定行政書士考査対策セミナー

- 1 と き 令和5年9月16日(土)
- 2 出席者 高木研修部長、特定研修受講者8名
- 3 研修内容 民事訴訟法、要件事実など、問題演習
- 4 講 師 特定行政書士 岡田忠興先生(中
信支部)

外国人材受入企業サポートセンター会議

- 1 と き 令和5年9月18日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽センター長、三浦副センター長、春日、吉田、八幡、西澤各センター委員
- 4 会議事項
 - (1) 令和5年度外国人材受入サポートセンターの予算について
 - (2) 外国人材活用セミナーについて

- (3) 市町村相談会について
- (4) 学校等からの派遣依頼について
- (5) 外国人材受入サポートセンターに寄せられた相談の相談員について
- (6) その他

ADR 手続実施者養成研修(オンライン)

- 1 と き 令和5年9月21日(木)
- 2 出席者 二瓶センター長、渡邊副センター長、深澤運営委員、受講者10名
- 3 研修内容・講師
調停人養成研修(基礎編)・二瓶センター長
・調停技法(スキル)
・傾聴、課題の特定

コスモスしなの総会

- 1 と き 令和5年9月21日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長

支部長会議(オンライン)

- 1 と き 令和5年9月26日(火)
- 2 出席者 二瓶副会長、渡邊、赤羽、木下、小野各支部長、鈴木副支部長
- 3 会議事項
 - (1) 支部再編の検討について
 - (2) その他

運輸交通部・中信支部共催丁種封印名簿登載希望者事前研修会

- 1 と き 令和5年10月4日(水)
- 2 出席者 良川部長、中塚副部長、竹内部員、会員17名
- 3 研修内容 封印制度、封印業務の説明、作業完了報告書の記入方法など
- 4 講 師 中信支部運輸交通部 勝野信茂部
会長

デジタル推進特別委員会

- 1 と き 令和5年10月11日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館

- 3 出席者 土屋委員長、涌井副委員長、岡田（オンライン）、大澤（オンライン）各委員、高木研修部長（オンライン）

4 会議事項

- (1) IT リテラシー向上のための研修会について（研修部との共催）
(2) 支部への Zoom アカウント配布について
(3) その他

外国人材受入企業サポートセンター・国際部会

- 1 と き 令和5年10月12日(木)
2 と ころ 長野市、会館
3 出席者 和田会長、赤羽センター長、三浦部長・副センター長、春日副部長・センター委員、八幡部員・センター委員、西澤センター委員

4 会議事項

- (1) 相談員の選定について
(2) その他

ADR 手続実施者養成研修

- 1 と き 令和5年10月17日(火)
2 と ころ 長野市、会館
3 出席者 和田会長、二瓶センター長、渡邊副センター長、深澤運営委員、受講者10名

4 研修内容・講師

調停人養成研修(基礎編)・渡邊副センター長、深澤運営委員
・模擬調停（ロールプレイ）

県警との情報交換会
(風俗営業許可申請関係)

- 1 と き 令和5年10月17日(火)

- 2 と ころ 長野市、会館

- 3 出席者 和田会長、小野環境生安部長、金井環境生安副部長、和田環境生安部員、長野県警生活安全企画課許可事務担当室長兼管理幹 市川安秀様、同課長補佐 林良太様、同係長 樋田康宏様

環境生安部会

- 1 と き 令和5年10月17日(火)
2 と ころ 長野市、会館
3 出席者 小野部長、金井副部長
4 会議事項
(1) 研修会計画検討
(2) その他

日行連関地協会会長会（オンライン）

- 1 と き 令和5年10月19日(木)
2 出席者 荻原副会長
3 議 題
(1) 令和5年度関東地方協議会の負担金徴収見送りについて
(2) 令和5年度日行連関東地方協議会連絡会について
(3) 連絡会における日行連への意見・要望について
(4) その他

一日合同行政相談所

- 1 と き 令和5年10月19日(木)
2 と ころ 伊那市、伊那市役所
3 出席者 南信支部赤羽公彦会員

北信支部交流会（ボウリング大会）・懇親会

北信支部総務部長 涌井 史明

コロナの影響で2年連続中止となっていた北信支部交流会・懇親会が令和5年9月9日(土)に開催されました。特にボウリング大会は4年ぶりの開催となり、前回ブービー賞の私にとって、雪辱の機会がようやく訪れました。

今回の交流会・懇親会は2部構成で、前半は長野市のラウンドワンでボウリング大会（2ゲーム制）を、後半は表彰式と懇親会を長野駅近くの「ヤキニクステーションフロント Miszi～ミスジ～」で行いました。



過去3年間も研修会など会員が顔を合わせる機会はありませんでしたが、積極的に交流を図り親交を深める場としては不十分でした。新型コロナが5類に移行したことを受け、従前通りの交流会・懇親会を実施できたことは、北信支部総務部長としてはもとより一会員として大変嬉しく思っています。

ボウリング大会は、マイボールを持参する方から十数年ぶりで投げられるか心配する方まで、業歴数十年の大ベテランから今年登録した新入会員まで、バラエティに富んだ顔ぶれで交流会の主旨に合致していて企画者としては大変喜ばしいものでした。



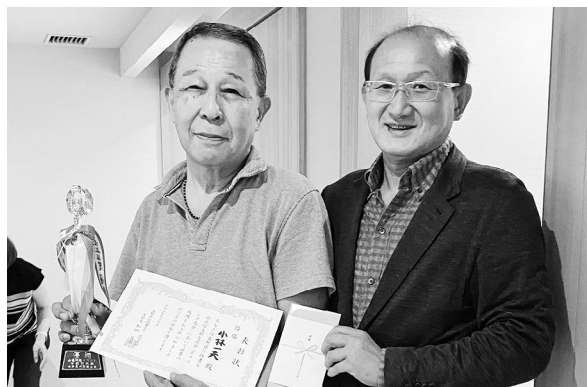
ボウリング大会の結果は、小林一夫先生が前回（令和元年）に続く優勝で連覇を達成し、2位には和田謙二先生、3位には大塚道昭先生が名を連ねました。私は前回ブービー賞から一步前進しましたが本格的な雪辱は次回以降に持ち越されました。

ボウリング大会で一汗かいたあとは会場を「ヤキニクステーションフロント Miszi～ミ

スジ～」に移し、表彰式と賞品の贈呈が行われました。その後、優勝者である小林一夫先生の乾杯の発声をもって本格的に懇親会開始となりました。

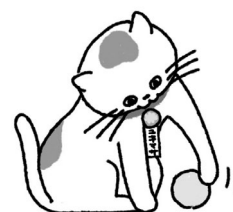
今回のメインイベントとも言うべき懇親会は、老舗高級焼肉店「長春館」の経営者にして北信支部会員である藤井寛二・藤井美喜ご夫妻のご厚意で、従来よりワンランクもツーランクも上のものとなりました。改めて御礼申し上げます。

さて、懇親会は美味しい焼肉に舌鼓を打ち、お酒も入って和気藹々とした雰囲気の中で進みました。会員間の交流が主目的ですから、ベテラン・中堅・新人が席を並べるように配慮しました。その結果、各所で新人会員はベテラン・中堅に業務の相談し、ベテラン・中堅は新人会員の顔を覚える様子が見られ、非常に有意義な懇親会となりました。



本格的な懇親会は3年ぶり、ボウリング大会は4年ぶりでしたが、ボウリング大会に20名、懇親会に22名の参加をいただき、予想以上の盛会となりました。

来年もボウリング大会・懇親会の開催を予定しています。今回参加できなかった会員にも是非参加していただきたいと思っています。また、新入会員にも積極的に声がけをし、同じ支部内で相談ができる先輩を見つけてもらえればと考えています。



政連活動報告

長野県行政書士政治連盟
副会長 上島 聡

長野県行政書士政治連盟は9月13日長野県庁議会棟において、自由民主党県議会議員との県政等懇談会を行いました。

自民党長野県行政書士政治連盟支部の岡部支部長、長野県行政書士政治連盟からは和田会長、柳澤法務部長、井上事務局長、と私の5名が出席し、自由民主党県議団からは宮本県議、大畑県議、丸茂県議、向山県議、青木県議の5名の皆様が出席されました。

和田会長より、自由民主党県議会議員の皆様に対し政治連盟及び会員が日頃よりお世話になっている旨お礼と宮下県連会長の農林水産大臣就任のお祝いを申し上げます。



自己紹介後、和田会長より3件の要望について説明があり、補足説明を柳澤法務部長が行いました。

各要望事項につきましては1件目、マイナンバーカード取得者が認知症等によりパスワード等が分からず各種手続きが出来なくなることが想定され、成年後見人の選任まで時間がかかりその間各種手続きをとることが出来ません。

については、各市町村において緊急避難的にパスワード解除が出来ますようお願いしました。

2件目、政府はデジタル・ガバメント実現に向けた動きを加速しており、県でも許認可や届出等の申請手続きのデジタル化が進められています。デジタル化にあたり、非行政書士行為（行政書士のなりすまし）による不正申請に対する対策が必要であり、デジタル社会に機能する行政書士法の改正について、ご理解、ご協力をお願いしました。

3件目、長野県審議会等の設置及び運営に関する指針において、「審議会等の機能が十分発揮されるよう幅広い分野から適切な人材を選任すること」が定められており、これに行政書士の登用を要望します。特に行政不服審査分野においては、特定行政書士おり、審議委員として適任ですとお伝えしました。

説明後、県議より「行政書士が審議会に登用されるメリットは？」（大畑議員）「特定行政書士と行政書士の違いは？」（宮本議員）等の質問があり、和田会長が「登用により行政書士の社会貢献と地位向上のメリットがあります」「行政書士と特定行政書士の違いについて」の説明がありました。

以上、例年よりも多くの要望事項でしたが、通年よりも多くの時間を割いていただきました。

最後に今回の要望事項に対し、再度ご理解とご協力を御願いました。

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者— 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
北信支部	5. 7. 15	堀越 芳夫	長野市	諏訪支部	5. 7. 15	小山 洋子	岡谷市
中信支部	5. 7. 15	三池 伊織	松本市	北信支部	5. 8. 1	松本 浩一	須坂市
中信支部	5. 8. 1	神吉 雄飛	松本市	東信支部	5. 8. 1	遠藤 祐幸	小諸市
諏訪支部	5. 8. 15	森田 建治	茅野市	南信支部	5. 8. 15	大槻 亮	上伊那郡南箕輪村
東信支部	5. 8. 15	小林 ユリ	佐久市	中信支部	5. 8. 15	神澤 正伯	松本市
北信支部	5. 10. 2	高頭 貴之	長野市	南信支部	5. 10. 2	原 眞一	飯田市
中信支部	5. 10. 2	小沢 崇	松本市	中信支部	5. 10. 2	ダグラス 桜	北安曇郡白馬村
中信支部	5. 10. 15	林 秀行	塩尻市	東信支部	5. 10. 15	小山 祐一	小諸市

—退会者—

所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日
南信支部	宮下 尚昌	5. 8. 9	中信支部	帯刀 崇博	5. 9. 4	東信支部	望月 牧男	5. 9. 30
中信支部	倉田 幸恵	5. 9. 30	北信支部	一由 守	5. 9. 30	南信支部	岡 涼太郎	5. 9. 30

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

望 月 宗 敬 殿 (中信)

令和5年9月

編 集 後 記

秋といえば、紅葉や収穫の季節ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。今月は行政書士制度広報月間です。無料相談会開催のほか、官公署訪問、非行政書士の排除に関する活動など多くの会員のご尽力があってこそこの広報業務対策部なのだ改めて実感いたしております。日頃ご協力賜り感謝申し上げますと共に、引き続き宜しく願いいたします。

(広報業務対策副部長 柳澤 祥子)

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町 1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <https://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp

発行者 会 長 和田 英幸
編集者 広報業務対策部長 吉田 靖史

印刷 三和印刷(株)



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

頼れる街の法律家 行政書士は



貴島 明日香

そうだ、
行政書士に
相談しよう！

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
長野県行政書士会

後援：総務省
長野県

令和5年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日



日本行政書士会連合会 公式キャラクター
ユキマサム

◆長野県行政書士会の先生方へ◆

おかげさまで

(2023年10月現在弊社調べ)

民間分析機関受付実績 **No.1**

建設業経営状況分析は ワイズ公共データシステムへ

申請は
電子で

お薦めは **電子申請**

すでに全申請の**88%**が電子申請です
郵送での申請もできます。

簡単
便利

結果通知書も**データ受取**

電子申請 + データ受取なら事務所内で全て完結
郵送、コンビニエンスストアでのお受け取りもできます。

経審 / 建設業許可 / 更新 / 変更届 / 財務諸表 / 顧客管理

ソフト
無料

建設業ソフト**0円**

導入から**1年間無料**。ホームページからダウンロードしてご利用いただけます。
(ソフト CD 送付希望や翌年以降のご利用条件は弊社までお問い合わせください)

データ
連携

JCIPと**連携**

ワイズの建設業ソフト「電子申請支援システム 建設業統合版」と連携できます。

2023年改正経審対応
社会性新項目を計算

経営状況分析資料を無料にて送付いたします

wisePDS
国土交通省登録 経営状況分析機関 登録番号4

ワイズ公共データシステム

株式
会社

ワイズ公共

検索

本社 / 〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL 026-232-1145 FAX 026-232-1190

北海道営業所 / 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目1 札幌時計台ビル11階

TEL 011-802-7685

大阪営業所 / 〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目4番16号 オフィSPORT内本町7階

TEL 06-6948-6615

福岡営業所 / 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目4番8号 ダヴィンチ博多シティ3階

TEL 092-292-8101